二十一　特定県及び特定市町村について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額

二十二　特定県及び特定市町村について、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が調査した額

二十三　特定県及び特定市町村について、長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の影響により生じる経費として総務大臣が調査した額

二十四　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額

二十五　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額

二十六　特定県及び特定市町村について、東日本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

二十七　東日本大震災に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業（特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業に限る。）が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該利子支払額に〇・五を乗じて得た額のいずれか少ない額

二十八　東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものが行う次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調査した額

イ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税

ロ　使用料（地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料

ハ　分担金及び負担金

二十九　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るものとして総務大臣が調査した額

イ　道府県　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この号において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この号において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この号において「震災特例法改正法」という。）及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号において「租税特別措置法等改正法」という。）の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1)　個人の道府県民税に係る減収見込額

(2)　法人の道府県民税に係る減収見込額

(3)　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額

(4)　法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額

(5)　不動産取得税に係る減収見込額

(6)　自動車取得税に係る減収見込額（平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。ロにおいて同じ。）の減収見込額を除く。）

(7)　自動車税に係る減収見込額

(8)　固定資産税に係る減収見込額

(9)　地方法人特別譲与税に係る減収見込額

ロ　市町村　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1)　個人の市町村民税に係る減収見込額

(2)　法人の市町村民税に係る減収見込額

(3)　固定資産税に係る減収見込額

(4)　軽自動車税に係る減収見込額

(5)　都市計画税に係る減収見込額

(6)　自動車取得税交付金に係る減収見込額

三十　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十一条又は第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額

算式

$A\times0.05+B\times(0.05-C)+D\times0.04+E\times(0.04-F)+G\times0.03+H\times(0.03-I)$

算式の符号

A　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

B　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

D　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

E　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの